

第67回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.nissenad.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社 日宣

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社日宣印刷
株式会社日産社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物及び構築物 15年～50年
- 機械装置及び運搬具 4年～10年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。ただし、その金額が僅少なもののについては、発生年度に全額償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産に区分し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	20,241千円
建物及び構築物	823,154千円
機械装置及び運搬具	825千円
土地	936,902千円
計	1,781,123千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	59,856千円
長期借入金	527,056千円
計	586,912千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	549,718千円
--------------------	-----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,002,300株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年5月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	81,112	42	2019年2月28日	2019年5月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年5月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	83,254	42	2020年2月29日	2020年5月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	90,000株
------	---------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、持分評価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。これらについては、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権等についてコーポレート本部が相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ.市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,312,008千円	1,312,008千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	692,948	692,948	－
(3) 投資有価証券	563	563	－
資 産 計	2,005,520	2,005,520	－
(4) 買 掛 金	362,597	362,597	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	586,912	617,554	30,642
負 債 計	949,509	980,151	30,642

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価は取引所の価格によっております。

負 債

(4) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年2月29日)
非上場株式(匿名組合出資金を含む)	309,074

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,428円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円06銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

株主還元及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため

(2)自己株式の取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 普通株式
- ②取得しうる株式の総数 30,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.51%）
- ③株式の取得価額の総額 50,000,000円
- ④取得期間 2020年4月15日～2020年10月14日

(3)取得方法

東京証券取引所における市場買付け

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2019年8月19日の取締役会にて廃止を決議している役員退職慰労金制度の打切り支給及び本制度に関する議案を2020年5月28日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給

当社は、役員に対する役員退職慰労金制度を2019年8月19日の取締役会において廃止しております。この度の役員報酬制度の全体的見直しに伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する役員については、2019年8月19日までの在任期間（役員としての在任期間に限ります。）に対応する役員としての退職慰労金を打切り支給することとし、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の導入の目的及び条件

(1)導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2)導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2016年5月27日開催の第63回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株あたりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産に区分し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	797,055千円
土地	800,227千円
計	1,597,282千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	59,856千円
長期借入金	436,000千円
計	495,836千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	171,534千円
--------------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,963千円
② 短期金銭債務	8,291千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	9,545千円
仕入高	82,928千円
その他営業取引	1,023千円
営業取引以外の取引高	15,240千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	20,052株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,269千円
未払社会保険料	2,834千円
貸倒引当金	430千円
前払費用	386千円
未払確定拠出年金	30千円
退職給付引当金	17,894千円
事務所移転関連費	1,542千円
役員退職慰労引当金	56,276千円
投資有価証券評価損	1,347千円
その他	53千円
繰延税金資産小計	85,065千円
評価性引当額	△57,624千円
繰延税金資産合計	27,441千円

繰延税金負債

圧縮積立金	△119,294千円
その他有価証券評価差額金	△79千円
繰延税金負債合計	△119,374千円
繰延税金負債の純額	△91,933千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,372円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円32銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

株主還元及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため

(2)自己株式の取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 普通株式
- ②取得しうる株式の総数 30,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.51％）
- ③株式の取得価額の総額 50,000,000円
- ④取得期間 2020年4月15日～2020年10月14日

(3)取得方法

東京証券取引所における市場買付け

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2019年8月19日の取締役会にて廃止を決議している役員退職慰労金制度の打切り支給及び本制度に関する議案を2020年5月28日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

詳細につきましては「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。